SHIGAポリスNEWS

SHIGA

滋賀県の防犯情報を発信します。

令和8年 Vol.4

R7年中の預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗について

預貯金詐欺とは、警察官等を名乗り、「カードが不正利用された」などと嘘をつき、被害者宅を訪ねてキャッシュカードや通帳を騙し取る手口です。キャッシュカード詐欺盗とは、預貯金詐欺と類似の口実で被害者宅を訪ねて、キャッシュカードを用意した封筒に入れさせ、被害者の隙をついて盗み取る手口です。

これらの手口で、令和7年中、県内で35件、約6,420万円の被害が発生しました。

▼手口の主な流れ▼

①最初の接触（共通部分）

- 犯人から被害者宅の固定電話に電話が入ります。
- 警察官や金融機関職員、ガソリンスタンド店員等を名乗り、「犯人があなたのキャッシュカードを持っていたが、紛失していないか。」「あなたのキャッシュカードが不正利用されたのでカードの利用休止手続きをとらなければならない。」などと不安に陥れます。

②暗証番号の聞き出しなど（共通部分）

- 「利用休止手続き」等を口実として口座の暗証番号を聞き出します。
- 「キャッシュカードを確認する必要がある。」、「手続きのためキャッシュカードを預かる必要がある。」などと被害者宅を訪問する口実を告げます。

預貯金詐欺

③キャッシュカードを預かる

「新しいカードを作るため古いカードを預かります」などと嘘をつき、被害者のキャッシュカードを騙し取ります。

キャッシュカード詐欺盗

③封筒で保管指示

「新しいカードが発行されるまで」や「これ以上の悪用を防ぐため」などを口実に「カードと暗証番号記載のメモを封筒に入れて保管しておいてください」などと犯人が用意した封筒にキャッシュカードなどを入れさせます。

④すり替えて盗み取る

「封筒に封印するように」と告げ、被害者が離れた隙を見て予め用意したニセのカードが入った封筒とすり替え、被害者のキャッシュカードを盗み取ります。

キャッシュカード詐欺盗の紹介動画はこちら（再生時間約10分）



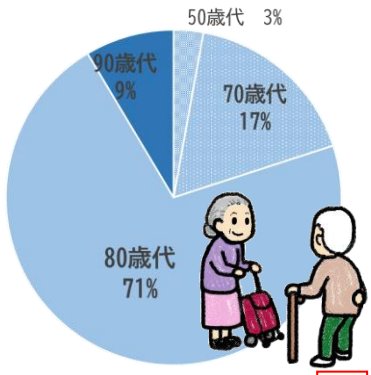
https://www.youtube.com/watch?v=5sijduw6rC4

対策は裏面！

預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗の特徴と対策

大半が70歳以上の高齢者‼

被害者の年齢



被害者の高齢者率は、預貯金詐欺で約95%、キャッシュカード詐欺盗で100%であり、高齢者が狙われています。



知っていただきたいこと

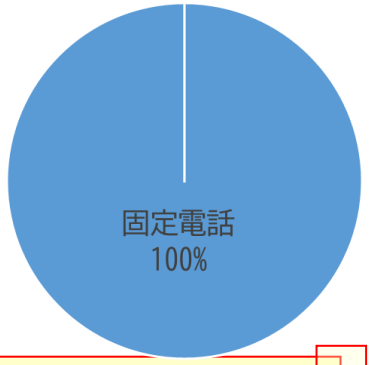
○ 犯人は、被害者に電話を架ける時点で、被害者の住所や名前等を把握しています。

○ 警察官等が預金口座等の暗証番号を聞いたり、キャッシュカードを預かったり、キャッシュカードを封筒に入れさせることは絶対にありません。

○ 警察官等を名乗る者が暗証番号を聞くなどすれば、それは必ず詐欺ですので、電話を切って、警察相談専用電話(＃9110)にご相談ください。

全て固定電話への着信‼

被害者の受信種別



自宅に固定電話をお持ちになる高齢者は、被害に遭う危険があります。



知っていただきたいこと

○ 犯人は、言葉巧みに高齢者を不安に陥れて騙そうとするので、被害を防ぐには、**「犯人の電話を直接受けないこと」**が非常に有効です。



○ 犯人の電話を直接受けない方法として

- 常時、留守番電話に設定する。
- 電話に出る前にナンバーディスプレイを確認し、知らない電話番号には出ない。
  NTT西日本では、70歳以上の契約者又は70歳以上の方と同居しているNTTサービス契約者方を対象に、ナンバー・ディスプレイ・リクエストの無償サービスを実施しています(NTT西日本特殊詐欺対策ダイヤル 0120-931-965)
- 登録番号以外の着信を拒否する機能等を有する防犯電話機を設置する

といった対策がありますので、被害を防ぐために可能な対策を実施してください。

滋賀県警察本部　生活安全企画課
077-522-1231（代）
※この情報発信の内容について御意見があればお知らせください。



https://store.police.shiga.dsvc.jp/index.html?type=2